

公立大学法人青森公立大学職員退職手当規程新旧対照表

改正後	改正前
<p>公立大学法人青森公立大学職員退職手当規程 ～略～</p> <p>附 則</p> <p>1～3 略</p> <p>4 当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者に対する退職手当の基本額は、第4条から第8条までの規定により計算した額にそれぞれ<u>100分の83.7</u>を乗じて得た額とする。この場合において、第15条第1項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第4項」とする。</p> <p>5 (略)</p> <p>6 (略)</p> <p>7 (略)</p> <p>8 (略)</p>	<p>公立大学法人青森公立大学職員退職手当規程 ～略～</p> <p>附 則</p> <p>1～3 略</p> <p>4 当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者に対する退職手当の基本額は、第4条から第8条までの規定により計算した額にそれぞれ<u>100分の87</u>を乗じて得た額とする。この場合において、第15条第1項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第4項」とする。</p> <p>5 当分の間、36年以上42年以下の期間勤続して退職した者で第4条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項又は第7条の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>6 当分の間、35年を超える期間勤続して退職した者で第6条の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、その者の勤続年数を35年として附則第4項の規定の例により計算して得られる額とする。</p> <p>7 当分の間、42年を超える期間勤続して退職した者で第4条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項の規定にかかわらず、その者が第6条の規定に該当する退職をしたものとし、かつ、その者の勤続期間を35年として附則第4項の規定の例により計算して得られる額とする。</p> <p>8 (略)</p>